

疾病第3021号

令和4年3月30日

千葉県検査無料化事業 各実施事業者 様

千葉県健康福祉部疾病対策課長

(公 印 省 略)

千葉県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業
の延長及び事業内容の変更について

本県の検査無料化事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、内閣府地方創生推進室及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より令和4年3月22日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」（以下、「国事務連絡」という。）が発出されたところです。

つきましては、当該国事務連絡を受け、本県における令和4年4月1日以降の本事業の内容についても、下記のとおり変更します。

なお、国事務連絡を受けた改正版の県の補助金交付要綱については別途通知します。

記

1 定着促進事業の延長及び事業内容の変更について

(1) 定着促進事業の延長について

原則3回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査を無料とする事業（定着促進事業）を令和4年6月末まで実施することとします。

(2) 定着促進事業の対象者及び実施方法等について

令和4年4月1日以降の定着促進事業においては、原則として、3回目接種未了の無症状者を対象とし、抗原定性検査により実施することとします。

これに伴い、以下の場合について、それぞれ、検査受検の目的を証する書類等の提示を求めることとします。

- ① 対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う

活動に際して検査結果を求められた場合等、3回目接種完了者であっても
定着促進事業による検査を受検する必要が認められる場合

② 定着促進事業による検査をPCR検査等により実施する必要が特に認め
られる場合（原則以下に列挙する事由に限る）

- ・ 受検者が10歳未満であること
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されること

これら書類等を確認した上で、3回目接種完了者を事業の対象とすること及び
PCR検査等により事業を実施することを可能とします。

その他の定着促進事業の実施方法及び実施事業者が満たすべき要件等
については、国の実施要領に定めるところによることとします。

2 一般検査事業の延長について

令和4年4月1日以降の一般検査事業についても、当面の間、事業を継続します。
なお、現時点で国と協議している実施期間は令和4年4月21日までです。

3 抗原定性検査の検査キット原価に係る補助上限額の変更について

検査1回当たり検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む）の
補助上限額について、令和4年4月1日以降、以下に定める額とします。

（検査1回当たりの検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む））

- ・ PCR検査等・・・実施事業者の仕入額（上限 8,500 円（税込））
- ・ 抗原定性検査・・・実施事業者の仕入額（上限 1,500 円（税込））

※ PCR検査等については、実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月
31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して
実施した場合を除き、上限額を 7,000 円（税込）とする。

※ 令和4年7月1日以降については、国の決定に応じてPCR検査等の上限額を
7,000 円（税込）以下に変更する予定。

※ 抗原定性検査については、令和3年12月30日までは、上限額を 3,500 円（税
込）、令和4年3月31日までは、上限額を 3,000 円（税込）とする。

4 添付書類

- (1) 国事務連絡
- (2) 定着促進事業申込書 (①)
- (3) 申立書 (①関係)
- (4) 対象者把握フローチャート

千葉県健康福祉部疾病対策課検査体制整備班
TEL : 043-223-4371
MAIL: kensahoukoku@mz.pref.chiba.lg.jp